2015年11月●日

　財　務　大　臣

　　麻　生　太　郎　様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　川　本　　　淳

2016年度政府予算編成に関する要請書

　日ごろより市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

　地方自治体は、東日本大震災からの復興、社会保障分野の人材確保と処遇改善、人口減対策をはじめとする地方創生、環境政策の充実、農林水産業の振興、地域公共交通の確保などの増大する財政需要に直面しており、これに見合う地方財政の確保が求められています。

　６月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針2015）」には、経済と財政の一体的な再生をめざす「経済・財政再生計画」が盛り込まれ、さらに、経済財政諮問会議で歳出改革と財政健全化の方策が議論されていますが、歳出削減一辺倒では、財政再建はおろか、政府・自治体に対する国民の信頼と受益感を高めることは不可能であり、社会保障をはじめ、公共サービスの充実と税制改革をセットにした改革を進める必要があります。

　2016年度の予算編成にむけては、地域経済の活性化と国民生活の安定をはかるため、社会保障と地方財政の確立が不可欠であり、社会保障財源と地方一般財源総額の維持・確保がはかられるよう要請します。

（◎が重点課題）

記

1.　地方財政の充実

　(１)　社会保障分野の人材確保と処遇改善、被災地復興、環境対策、農林水産業振興、地域交通対策など、増大する地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。また、「歳出特別枠」等の臨時・一時的な財政措置については、地方自治体の財政運営に必要な財源となっていることから、現行水準を維持するとともに、社会保障、環境・地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替え、恒久財源への転換をはかること。（◎）

　(２)　政府全体として、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と担い手を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと、また、社会保障の自然増に対応する部分や地方単独事業を的確に地方財政計画に計上すること。（◎）

　(３)　「骨太方針2015」において打ち出された「公的サービスの産業化」に基づく民間委託の導入推進については、人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いなど、地域の実情を十分に踏まえ、数値目標管理による強制を行わないこと。さらに、交付税算定を利用した民間委託や指定管理制度の導入などの政策誘導は、交付税制度の基本的機能を否定するものであり、また、「トップランナー方式」による交付税算定への反映は、財政需要との乖離や地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものであることから、自治体関係者・有識者等の意見も踏まえ、慎重に対応すること。（◎）

　(４)　市町村合併にかかる普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、密度補正の見直しや標準団体の見直しなどを通じて、合併自治体に必要な財源保障を行うこと。あわせて、人口減少下の市町村財政の充実をはかるため、2010年度予算で一部復元された人口10万人未満市町村に対する段階補正の完全復元と条件不利地域の市町村に対する人口急減補正の充実をはかること。

　(５)　地方公営企業等の会計基準の見直しについては、自治体および住民サービスへの影響を最小限とするため、適宜必要な措置をとること。また、新会計制度導入に伴う機器更新などの必要な経費について、国として必要な財政措置を行うこと。

　(６)　マイナンバー制度の円滑かつ安全な運用のため、情報管理機能の強化や人的体制の整備に必要な財政措置を行うこと。また、制度に対する不安や懸念を払しょくするための万全の取り組みを最優先に行い、利用範囲の拡大については、運用開始後の運用状況の丁寧な検証と国民的合意形成を前提に、慎重に対応すること。

2.　地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

　(１)　税制改革については、公共サービスに対する国民の信頼、受益感を高めるため、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融資産課税の総合課税化など、所得再分配機能を強化し、消費税率の見直しと一体的に改革を行うこと。また、消費税率引き上げに伴う低所得者対策については軽減税率によらず、給付付き税額控除を検討すること。

　(２)　法人実効税率については、財政再建に逆行し地方財政に多大な影響を与えるため、さらなる引き下げは行わないこと。なお、実効税率を引き下げる場合であっても、課税ベースを拡大し財源を確保すること。

　(３)　暫定措置である地方法人特別税・譲与税については、自治体の課税自主権を侵害するものであることから廃止し、地方法人事業税に復元するとともに、その際には、外形標準課税化の充実等により、地方法人税の地域間の財源偏在是正に資するように対応すること。

　(４)　償却資産にかかる固定資産税については、国の経済対策のために市町村の貴重な自主財源を奪うことにならないよう現行制度を堅持すること。また、ゴルフ場利用税についても現行制度を堅持すること。

　(５)　自動車関連税制については、自動車取得税を廃止した場合に地方自治体に歳入欠陥が生じることがないよう、自動車税の環境性能課税の強化やその他の財源により税財源を完全に確保すること。

　(６)　地球温暖化対策のための税については、その使途を森林吸収源対策に拡大するとともに、地域の環境保全対策にかかる自治体の役割を踏まえ、税収の一部を地方税源化すること。

　(７)　「企業版ふるさと納税」については、獲得のために自治体間で過度な便宜供与・優遇措置による誘致競争を生む恐れがあること、「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであることなどから、導入しないこと。

3.　地方公務員の総人件費抑制政策の見直し

　(１)　対人サービスとしての社会保障をはじめ、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、地方財政計画の計画人員の減少傾向に歯止めをかけ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。（◎）

　(２)　人件費削減など、行革指標に基づく地方交付税の算定については、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方分権、地方自治の理念に反するため、このような算定を改めること。

　(３)　技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、民間給与との単純比較に基づく抑制を行わないこと。

4.　東日本大震災からの復旧・復興

　(１)　引き続き被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、集中復興期間の延長とともに、復興交付金および震災復興特別交付税を確保し、被災地自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。（◎）

　(２)　中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう財政措置を含めて、抜本対策を講じること。

　(３)　被災自治体への人的支援については、政府の責任で全国的な支援体制を確立し、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。

　(４)　地方公務員災害補償基金が実施しているメンタルヘルス総合対策事業は、2015年度までとなっているが、メンタルヘルス対策の充実をはじめ、職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、2016年度以降も継続すること。なお、事業の財源については、地方自治体に頼ることなく十分な財政措置を行うこと。

5.　福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化

　(１)　損害賠償、除染の推進、汚染水の流出対策の強化、汚染廃棄物の処理、福祉・医療体制の充実、長期帰宅困難者に対する生活支援、農作物等の風評被害対策など、福島第一原子力発電所の事故に起因する問題解決にあたって、「福島再生加速化交付金」の継続を含め、財政支援措置を強化・拡充すること。

6.　社会保障政策の拡充

　(１)　高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、公的扶助、地域保健、地域医療などの社会保障関係予算にかかる財源の確保を行うこと。また、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。

　(２)　緊急課題となっている子育て支援の充実、教育・保育の質の向上をはかるために必要な予算を確保し、保育士・放課後児童支援員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。

　(３)　一般財源となっている児童福祉施設の改築・整備の推進にむけて、特例債の措置などを検討すること。

　(４)　介護保険法改正に伴い段階的に保険給付から市町村事業への移行が実施されている訪問介護・通所介護については、サービス水準の低下や市町村格差を招かない財政措置を講じること。

　(５)　地域における医療及び介護を総合的に確保するための方針に基づく新たな財政支援制度（基金）において、他省庁と調整し、所要額の確保、充実をはかること。

　(６)　生活保護および生活保護困窮者自立支援への対処のため、地方財政計画において行政需要を適正に見積もり、地域福祉・保健・医療関係にかかる地方交付税の単位費用等の改善を行うこと。

　(７)　社会福祉施策を充実するために、人員配置等、市区町村の果たす役割、機能強化をはかるための予算を確保すること。

　(８)　年金や医療、介護保険などの各社会保険財政の強化と安定的な給付、社会保険の所得再分配機能を強化するため、各社会保険に対する公費負担を確保すること。

　(９)　地域医療と、地域医療構想を踏まえた継続的な在宅医療拡充のため、病院事業（医療従事者の研修等の費用含む）にかかる地方交付税の充実をはかること。同時に、公立病院が主導的に担っている不採算・高度救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保や処遇改善等における所要額の確保、充実をはかること。とくに、医療過疎地に対しては、所要額を確保すること。

7.　環境政策の推進

　(１)　低炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、自然エネルギーの普及支援など、「グリーン・ジョブ」の推進に関する予算措置を拡大すること。また、自治体の環境行政の推進のための予算措置の確保を行うこと。

　(２)　廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規程強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

　(３)　地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。

8.　消費者行政の推進

　(１)　消費者庁関連法の附則・附帯決議を踏まえ、地方消費者行政を支える消費生活相談員の報酬改善と人員増員にかかる地方交付税措置のさらなる拡充を行うこと。

以　　上

＜以下、個別課題の要請＞

1.　東日本大震災復旧・復興支援要請

　　東日本大震災の復旧・復興については、要請書（4.　東日本大震災からの復旧・復興および5.　福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化）にまとめた要請事項を基本としつつ、被災した自治体から、復旧・復興にむけた行財政支援について、以下の通り要請がありましたので、予算措置等を速やかに講じていただくよう、お願いいたします。

　(１)　復興交付金については、被災自治体の創意工夫や提案を受け入れ、効果促進事業の追加や採択要件の緩和など、改善をはかった上で継続すること。

　(２)　被災自治体の復興を加速するため、復旧・復興にかかるすべての事業の事務執行権限を復興庁に集約すること。さらに、既存の補助金制度にとらわれず、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁が一元的に申請受付から交付決定まで行えるよう抜本的に改善すること。また、事務手続きや提出書類の簡素化をさらに進めること。

　(３)　人材不足が顕著となっている土木技術職員や用地担当職員、農業土木分野、地域医療・福祉・介護にかかる人材確保対策を講じること。また、除染分野を担う技術職確保のための支援策と環境整備をはかること。とくに、現在の行政支援者の派遣期間延長と派遣元自治体への職員補充の支援策、震災復興特別交付税などによる十分な財政支援を行うこと。

　(４)　災害復旧・復興にかかる事業について、人材不足、事務量の増大や入札不調、資材の不足等に起因する事業の遅延などの進捗状況を考慮し、予算にかかる事故繰越の要件、手続きの緩和、事業期間制限の緩和などをはかること。

　(５)　放射能被害から住民を守る生活環境整備や健康の維持・増進の事業や、長期避難者の生活拠点を形成するための事業など、原子力災害からの復興を加速するため、2014年度予算から統合、新設された「福島再生加速化交付金」の継続をはかった上で、充実、強化すること。

　(６)　2015年度の国勢調査に基づく普通交付税算定のあり方については、震災に伴う人口増減の影響を考慮し、財政運営に支障が生じることがないよう地方自治体と十分に協議、検討すること。

　(７)　被災自治体への職員派遣に際し、十分な健康管理の徹底をはかること。必要に応じて内部被ばく検査等の実施とこれにかかる財政支援を行うこと。

　(８)　中間貯蔵施設は国で示している工程表どおり責任を持って設置するとともに、発生するすべての放射性物質に汚染された廃棄物は、国が責任を持って処分すること。また、仮置場設置を進める自治体への財政措置、除染方法の技術的な支援措置を行うこと。

　(９)　中間貯蔵施設の建設は、政府職員の用地業務執行体制を強化し、安全な輸送体制と搬入経路の住民の理解を得ること。

　(10)　「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、被災地域の意見を踏まえ、事業採択を柔軟に行うとともに、復興が遅れる地域の立地に対しても確実に交付されるよう対応をはかること。

　(11)　原子力損害賠償は、被災者、企業をはじめ、被災自治体に対しても、その損害額すべてについて迅速かつ適切に賠償が行われるよう、政府は責任を持って対応を行うこと。

2.　ストレスチェックの義務化について

　　改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの義務化にあたって、地方自治体については、50人未満を含めたすべての事業場において実施するとともに、実施に関して必要な財政措置を行うこと。

3.　公教育の無償化について

　(１)　義務制諸学校において教材費、給食費等の公費負担を拡充すること。

　(２)　高校授業料実質無償制度化は、子どもたちが公平に教育を享受するために定められている「国際人権規約Ａ13条」の趣旨に則り、所得制限を廃止すること。

　(３)　高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。

　(４)　現在、学校徴収金により賄われている公費負担すべき内容について、予算を計上すること。

4.　教職員人件費について

　　義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は、単なる地方転嫁につながるため、絶対に行わないこと。

　　また、これらの検討については、教職員全体での検討を前提とし、学校事務職員のみの人件費一般財源化等を先行しないこと。

5.　学校事務職員の定数について

　(１)　都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、安定した校務運営を保障するため、定数基準を最低３人以上とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう予算を計上すること。また、高校授業料に関する事務量の増加に伴う必要な定数改善を行うこと。

　(２)　義務制学校事務職員の定数改善にあたっては、教職員定数法第９条第４号に規定する就学困難な児童生徒にかかる加配を重点的に改善すること。とくに、自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。また、極小規模校の維持のための配置基準の改善および大規模校への複数配置基準を改善すること。

　(３)　東日本大震災による被災学校については、施設・設備の復旧の長期化に備えるため、正規事務職員を加配するとともに、その定数を賄える予算を計上すること。

以　　上